

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

平成26年10月

鳥取県人事委員会



平成26年10月8日

鳥取県議会議長 野田 修 様
鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 曾我 紀 厚

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に
ついて

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告しま
す。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	6
5	生計費	6
6	その他の事情	6
7	職員の給与に関する勧告に当たっての考え方	6
8	給与に関する制度等の見直し	13

別紙第2 職員の給与に関する勧告

別紙第3 人事管理に関する報告

1	仕事と家庭生活の両立支援	54
2	時間外勤務の縮減対策	55
3	労働災害の防止	57
4	職員の健康保持	58
5	良好で働きやすい職場環境の確保	60
6	高齢期の雇用問題	60
7	非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用	61
8	能力・実績に基づく人事管理の推進	62

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 労働経済関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条第1項に、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が掲げられている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年4月1日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受けている職員数は10,185人であった。平均年齢は、職員の高齢化により年々上昇しており、本年は昨年比0.1歳高い43.6歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の6種9給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年4月における給与の支給状況等は、表1のとおりである。（参考資料第1表から第3表まで）

表1 給与の支給状況等（本年4月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		10,185人	3,177人
平 均 年 齢		43.6歳	43.1歳
平 均 経 験 年 数		21.3年	21.2年
平均給与月額	給 料	342,303円	310,277円
	扶 養 手 当	9,314円	9,641円
	地 域 手 当	382円	676円
	住 居 手 当	4,690円	5,409円
	そ の 他 の 手 当	9,819円	8,731円
	合 計	366,508円	334,734円

(注) 1 「給料」には、「給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正に伴う経過措置額」及び「教職調整額」を含む。

2 再任用職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

(1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の208事業所のうち、147事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、91.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合は29.3%と昨年(18.2%)に比べて大幅に増加している。また、ベースアップを中止した事業所の割合は近年減少傾向にあり、16.5%と過去10年で最も低い割合となっている。一方で、ベースダウンとした事業所はなかった。(参考資料第18表)

表2 給与改定の実施状況の推移

項目	平成24年	平成25年	平成26年
ベースアップ実施	21.6%	18.2%	29.3%
ベースアップ中止	17.1%	17.5%	16.5%
ベースダウン	1.4%	2.6%	0.0%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は77.8%となっている。定期昇給を中止した事業所の割合は近年減少傾向にあり、2.1%と昨年(4.2%)に比べて半減している。(参考資料第19表)

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項目	平成24年	平成25年	平成26年
定期昇給実施	79.0%	74.6%	77.8%
昇給額の増	26.9%	16.2%	22.5%
昇給額の減	15.1%	17.6%	6.5%
変化なし	37.0%	40.9%	48.8%
定期昇給中止	5.5%	4.2%	2.1%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

雇用調整等の実施状況をみると、表3のとおり、本年1月以降に雇用調整等を実施した事業所の割合は5.9%であり、昨年（28.9%）より大幅に減少しており、正社員の解雇を実施した事業所は、昨年に引き続きなかった。（参考資料第26表）

表3 雇用調整等の実施状況の推移

項目	平成24年	平成25年	平成26年
採用の停止・抑制	12.1%	8.4%	2.3%
一時帰休・休業	6.8%	2.8%	0.6%
残業の規制	6.6%	6.2%	1.2%
正社員の解雇	1.7%	0.0%	0.0%
計	26.5%	28.9%	5.9%

(注) 1 各年1月以降の実施状況である。
2 項目は、代表的なものを記載している。「計」は、その他の項目を含め、雇用調整等を実施した事業所の割合である。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種のもの4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表4のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を313円(0.09%)下回る結果となった。（参考資料第17表）

表4 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月 例 給 (平成26年4月分)	335,966円	336,279円	△313円 (△0.09%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。

2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な3,100人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表5のとおり所定内給与月額の4.00月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数3.90月分を0.1月分上回る結果となった。(参考資料第23表)

表5 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
特 別 給 (平成25年8月～26年7月)	4.00月分	3.90月分	0.10月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った平成26年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表6のとおりである。

表6 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(-)適用職員
職 員	数	255,277人	141,574人
平 均	年 齢	43.3歳	43.5歳
平 均	経 験 年 数	21.8年	22.0年
	俸 給	344,668円	335,000円
	扶 養 手 当	12,043円	12,081円

平均給与月額	地域手当等	36,674円	37,120円
	住居手当	4,268円	4,573円
	その他の手当	17,773円	19,698円
	合 計	415,426円	408,472円

(注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。

2 地域手当等には、広域異動手当及び研究員調整手当を含む。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は99.1となっている。これは、国の給与改定・臨時特例法に基づく給与減額措置後の額で比較したものである。

なお、当該措置による減額前の額で比較すると、国公ラスパイレス指数は91.6となり、国との乖離は拡大している。

表7 国公ラスパイレス指数

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
国公ラスパイレス指数	95.3	94.8	94.0	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)

(注) 平成24年及び平成25年の欄中()内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の国家公務員給与と比較した参考値である。

(3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約55,000の民間事業所のうちから、無作為抽出した約12,400の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を1,090円(0.27%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数についても国家公務員が民間事業所従業員を0.17月分下回っていることが判明したとして、本年8月7日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。また、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し等の給与制度の総合的見直しについても、併せて報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである。(参考資料5)

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況をみると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表8のとおりである。(参考資料第31表)

表8 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	103,810円	159,020円	176,930円	194,860円	212,860円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。(注1)

本県の状況をみると、平成25年の夏から年末にかけて持ち直しの動きにやや鈍化が見られたが、以降は、一進一退しつつ基調としては上向きに推移している。足元では、生産面の指標に弱さがみられるものの、雇用面は堅調を維持し、不調だった投資面・財務面も上振れるなど、基調としては持ち直しの動きが続いている。一方で、景気の先行きを示す指標は、足踏み傾向が続いており、懸念が残っている。(注2)

(注) 1 出典：内閣府 平成26年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県地域振興部統計課 平成26年10月 「鳥取県の経済動向」

7 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

(1) 公民較差解消に係る給与改定と給与制度の総合的見直しによる給料表の改定の考え方

ア 月例給

(ア) 公民給与の状況

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、県内経済の厳しい情勢が続く中で納税者の理解と納得を得るため、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきた。この結果、近年の公民較差の解消を目的とした月例給の改定等を通じて、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、全国で最も低い水準となっているところである。

月例給については、昨年、初任層の給与水準を優遇し、高齢層の給与水準をより抑制する最新の国俸給表に準じた給料表への改定や管理職手当の見直しによる管理職員の給与水準の適正化などを実施したこと、県内民間事業所従業員の給与が昨年に比べて大きく上昇したことなどから、本年4月時点における県職員の給与は、民間事業所従業員の給与を313円（0.09%）上回っているものの、昨年（1,526円（0.46%））と比べると、その較差は縮少し、公民は、ほぼ均衡した水準となっている。

（イ） 給与制度の総合的見直し

a 国における給与制度の総合的見直し

国においては、本年、給与制度の総合的見直しとして、地域間の給与配分の見直し（民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し）及び世代間の給与配分の見直し（官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し）を主な内容とする勧告が行われた。

このうち、地域間の給与配分の見直しについては、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差を踏まえ、俸給表水準を平均2%引き下げること、世代間の給与配分の見直しについては、行政職俸給表（一）の1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引き下げない一方、3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げることとされている。

b 本県における給与制度の総合的見直しの必要性

本県では、近年、給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としていることから、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、本県における見直しの必要性について検討を行った。

国における地域間の給与配分の見直しについて、本県では、近年、県内民間事業所従業員の給与水準を重視した改定を行ってきていることから、地域間の給与配分の見直しの趣旨は、既に適切に給料表に反映されているところである。

一方、世代間の給与配分の見直しについて、国においては、平成

18年度から平成22年度にかけて取り組んだ給与構造改革により、俸給表の水準を平均4.8%引き下げの中で、俸給表の高位号俸の水準を最大7%程度引き下げたものの、公務における在職期間の長期化が進んだことに加え、地方の管理職等を中心に50歳台後半層において昇任する人事慣行があること等から、50歳台後半層については、国家公務員給与が民間給与をなお4ポイント程度上回っている状況に鑑み、雇用と年金の接続を図る観点も踏まえながら、50歳台後半層の給与水準を見直すこととされている。また、見直しに当たっては、最大で4%程度の引下げを行う最高号俸に在職している40歳台や50歳台前半層の職員の給与水準に与える影響に配慮するとともに、それらの職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職俸給表（一）5級及び6級についてそれぞれ8号俸の増設を行うこととされている。

本県においては、独自の昇給抑制措置（平成20年4月より50歳以上を標準2号給、55歳以上を標準1号給に抑制）を実施していることに加え、昨年の本委員会勧告に基づき、初任層の給与水準を優遇し、高齢層の給与水準をより抑制する最新の国俸給表に準じた給料表への改定や、55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員等を除く。）に対する給料等の減額支給措置、高位号給から昇格した場合の号給決定をより抑制的にする昇格時号給対応表の見直しなどにより、初任層の給与水準の上昇及び高齢層の給与水準の抑制を図ったところであるが、本年の本県職員と県内民間事業所従業員の給与差の状況を見ると、高齢層では依然としてその差が拡大する傾向がある。また、特に初任層職員の給与水準については、民間と比較しても、他の年齢層と比べ相対的に必ずしも高い水準とはなっておらず、公務への優秀な人材確保の観点から、なお特段の配慮が必要である。

このように、本県における50歳台後半層の職員の給与水準の状況及び課題認識は、概ね国と同様であることに鑑み、世代間の給与配分の見直しをより推進する観点から、本年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえた俸給表に準じた給料表への改定を実施する必要がある。

なお、本県においても、給料月額引下げ幅の比較的大きい最高号給に在職する職員の給与水準に与える影響に配慮するとともに、それらの職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保するよう、その在職実態等を考慮して、一定の号給の増設を行うことが必要と考える。具体的には、行政職給料表5級の最高号給には41人（5級在職者の8.8%）、同給料表6級の最高号給には87人（6級在職者の27.1%）在職していることを踏まえ、国に準じてそれぞれ8号給の増設を行うことが適当である。

(ウ) 給料表の改定

前記（ア）及び（イ）により、民間事業所従業員並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の状況、国における給与制度の総合的見直し、優秀な人材の確保及び公務に精励している職員の士気の確保等を総合的に勘案した結果、全体としては、本年の本県における公民較差△0.09%の解消については見送ることとし、給料表の水準は据え置いた上で、本年の人事院給与勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえた俸給表に準じた給料表への改定を実施することが適当であると判断した。

イ 特別給

特別給については、民間事業所で支払われた賞与等の特別給が年間で所定内給与月額4.00月分に相当しており、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（3.90月）を0.10月分上回っていたことなどを総合的に判断した結果、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

国においては、本年の勧告において、支給月数の引上げ分について、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとされている。本県における支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、国及び他の地方公共団体の勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等も踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当であると判断した。

(2) 改定の内容

ア 給料表の見直し等

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえた俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準は据置きとする。

また、引下げ幅の大きい最高号給における職員の在職実態等を踏まえ、5級及び6級について、これらの職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、それぞれ8号給の増設を行う。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえた俸給表に準じた給料表への改定を行う。

ただし、医療職給料表（1）の改定に当たっては、県の医療施設に勤

務する医師の処遇を確保する観点から本年4月の民間給与との比較による給与改定として人事院が勧告した医療職（一）俸給表に準じた給料表への改定を行う。

また、引下げ幅の大きい最高号給における職員の在職実態等を踏まえ、公安職給料表6級及び7級について、これらの職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、それぞれ8号給の増設を行う。

(ウ) 任期付研究員給料表及び任期付職員給料表

任期付研究員給料表及び任期付職員給料表については、行政職給料表等関係給料表との均衡を基本にしつつ、本年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえた俸給表に準じた給料表への改定を行う。

(エ) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止

平成26年度当初から、当分の間の措置として実施されている55歳を超える職員（行政職給料表6級相当以上）に対する給料等の1.5%減額支給措置については、今回、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた俸給表の水準引下げ措置を講じた国の俸給表に準じた給料表への改定を行うことから、廃止する。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、国に準じた所定の改定を行う。

(イ) 地域手当の見直し

国においては、給与制度の総合的見直しに伴い、級地区分、支給割合及び指定基準等の見直しが行われ、また支給地域についてもより新しいデータに基づき民間の賃金の状況を反映させた指定の見直しを行ったところである。

本県における地域手当の制度は国に準じており、本県においても本年の人事院勧告による見直しに準じて見直すこととする。

また、国では、民間における医師の給与水準について、地方勤務者の給与水準が高いという特性を考慮し、医療職俸給表（一）適用職員等については、地域手当の支給割合が15%以上の地域に在勤する場合を除き、在勤する地域に関わらず、特例措置として、15%の地域手当を支給することとされており、本県の医師についても同様の措置がとられているところである。国の医師の給与水準が民間の水準を下回っている状況に鑑み、国においてはこの特例の支給割合が16%に改められた。本県の医師についても、国・民間の医師との均衡を図る観点から、同様にこの特例の支給割合を16%に改める。

(ウ) 単身赴任手当の見直し

- a 国においては、単身赴任手当の基礎額について、民間における同種の手当の支給額等を踏まえ、7,000円引き上げられる。

本県の県内民間における当該手当の支給額についても国と同様の傾向があることから、本県においても単身赴任手当の基礎額を国に準じて7,000円引き上げる。

- b 国においては、単身赴任手当の加算額について、民間における帰宅費用の支給額を参考に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて年間12回の帰宅回数相当の額に引き上げることとされた。また、交通距離の区分を2区分増設し、交通距離の最長の区分を2,500km以上とし、これらに伴い、加算額の限度を25,000円引き上げることとされた。

本県の県内民間における当該手当の支給額についても国と同様の傾向があることから、本県においても単身赴任手当の加算額を国に準じて見直す。

(エ) 管理職員特別勤務手当の見直し

国においては、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合には、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額の管理職員特別勤務手当を支給するよう見直された。

管理監督職員による災害への対処その他臨時又は緊急の業務の必要性は、国・県共通のものであるため、本県においても国に準じて管理職員特別勤務手当を支給するよう見直す。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.00月分とする。支給月数の引上げ分は、国及び他の地方公共団体の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等も踏まえ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当をそれぞれ引き上げ、平成27年度以降の年間支給月数においては、期末手当を2.50月分（特定幹部職員にあっては、2.10月分）、勤勉手当を1.50月分（特定幹部職員にあっては、1.90月分）とする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(3) 実施時期等

ア 給料表の見直し

(ア) 給料表の見直しの実施時期

前記(2)ア(ア)から(ウ)までの給料表の見直しは、平成27年4月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

(イ) 給料表の改定に伴う経過措置

前記(2)ア(ア)から(ウ)までの給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

(ウ) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止

前記(2)ア(エ)の給料等の1.5%減額支給措置は、平成27年3月31日をもって廃止する。

イ 諸手当の見直し

(ア) 初任給調整手当

前記(2)イ(ア)の初任給調整手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。

(イ) 地域手当

前記(2)イ(イ)の地域手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

(ウ) 単身赴任手当

a 前記(2)イ(ウ) aの単身赴任手当の基礎額の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額は、30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

b 前記(2)イ(ウ) bの単身赴任手当の加算額の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の加算額は、aのとおり基礎額を段階的に引き上げることとの関係を考慮して、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする。

(エ) 管理職員特別勤務手当

前記（２）イ（エ）の管理職員特別勤務手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。

ウ その他所要の措置

ア及びイのほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講ずる。

（４） 給与勧告実施の要請

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところであるが、このような中であっても、職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。

県議会及び知事におかれては、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙２の勧告どおり実施されるよう要請する。

８ 給与に関する制度等の見直し

（１） 公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについて

公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについては、これまでの本委員会の報告の中で、人事院の官民比較における対応関係の見直しの検討状況を注視し、かつ、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら、引き続き慎重に検討していくことを述べてきたところである。

本年の人事院の給与報告においては、国家公務員給与と民間給与との比較に当たっては、本年調査から基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとし、その役職、職能資格又は給与上の等級（格付）を踏まえ、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととされたが、官民比較における対応関係の見直しについては、本年も成案が示されなかった。

このため、本委員会としては、本年も現行の役職対応関係は変更しないで公民の給与較差を算定することとし、当面、人事院における検討状況等を注視するとともに、職員団体及び任命権者の意見を踏まえ慎重に検討していくこととした。

（２） 教育職給料表の一本化について

教育職給料表の一本化については、これまでの本委員会の報告の中で、教育委員会がより一層の主体性を持ち、課題解消に向け精力的に幅広く検討する努力をすべきことを繰り返し述べてきたところである。

また、本委員会としては、早急に一本化すべきとの考えに変わりはない

ものの、教育委員会においても、一本化を図るべきとの考え方には理解を示された上で、課題解消に向けて取り組んでおられることから、近年はこの教育委員会の取組を注視することとしてきたところである。

しかし、これまでの教育委員会の取組状況からは、課題解消に向けた具体的な成果はうかがえない。このため、教育委員会においては、これまでの検討や取組の経過などを踏まえ、教育職給料表の一本化についての明確な態度や具体的な課題を明らかにされるよう要請する。

(3) 再任用職員の手当について

本年の人事院の給与報告においては、再任用職員を幅広い職域や勤務地で活用するため転居を伴う異動をする職員の増加が避けられない状況が生じているため、経済的負担や定年前の単身赴任者との均衡を考慮し、単身赴任手当を支給する必要性が高まっていること及び職種別民間給与実態調査の結果、定年前の従業員に単身赴任手当を支給する事業所においては、再雇用者に対しても単身赴任手当を支給する事業所が大半となっていたことを踏まえ、平成27年4月1日から再任用職員に対しても単身赴任手当を支給することが勧告された。

本県の再任用職員については、平成26年4月1日現在31人であり、単身赴任を伴う任用は行っていないのが実態である。今後は、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い再任用職員の増加することが見込まれるため、各任命権者における今後の再任用制度の運用状況を注視していくこととする。

本県職員の給与に関する状況について、以上のとおり報告する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講ずることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を412,200円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,300円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.37月分とし、勤勉手当の支給割合を0.775月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を、0.735月分とし、勤勉手当の支給割合を0.425月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.17月分とし、勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を、0.635月分とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.155月分及び1.345月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.62月分及び0.725月分とし、6月に支給される勤勉手

当の支給割合を0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.955月分及び1.145月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.52月分及び0.625月分とし、6月に支給される勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

ウ 地域手当について

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

(イ) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る特例地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

エ 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

オ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第3条第1項、第4条又は第5条若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第3条第1項、第4条又は第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回に

つき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(3) 55歳を超える職員の給料月額の特減支給等について

職員の給与に関する条例附則第9項から第13項までの規定による55歳を超える職員の給料月額の特減支給等の期間を、平成27年3月31日までの間とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.62月分とすること。

イ 平成27年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.43月分及び1.58月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.62月分とすること。

イ 平成27年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.43月分及び1.58月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成26年12月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 平成30年3月31日までの間における差額の支給

- (ア) 1による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額から、1による改定後の給料表による給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額。）に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じて得た額とし、減じた結果0未満となる場合は0円とする。）を給料として支給すること。
- (イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)に準じて給料を支給すること。
- (ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、1の(2)のウの(ア)中「次に定める割合」とあるのは、「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、1の(2)のウの(イ)中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、1の(2)のエ中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

エ その他所要の措置

アからウまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700		
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400		
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100		
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900		
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		

53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				

	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700	348,100						
	115		299,000	348,500						
	116		299,400	348,800						
	117		299,600	349,200						
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
再任用職員以外の職員	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	

53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200	
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500	
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800	
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000	
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300	
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600	
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900	
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100	
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400	
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700	
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000	
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200	
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100		
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400		
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600		
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800		
86	289,000	310,400	337,200	377,500		421,100		
87	290,200	311,800	338,700	378,000		421,400		
88	291,400	313,300	340,200	378,600		421,600		
89	292,500	314,800	341,500	379,200		421,800		
90	293,700	316,300	342,700	379,800		422,100		
91	294,800	317,700	344,000	380,400		422,400		
92	296,000	319,200	345,300	381,000		422,600		
93	296,800	320,500	346,700	381,300		422,800		
94	298,100	321,800	348,200	381,800				
95	299,300	323,200	349,700	382,400				
96	300,600	324,500	351,200	382,900				
97	301,700	325,700	352,500	383,300				
98	302,900	327,000	353,700	383,700				
99	304,100	328,300	354,800	384,300				
100	305,300	329,600	356,000	384,800				
101	306,500	331,000	357,100	385,200				
102	307,500	331,900	358,200	385,700				
103	308,600	333,100	359,300	386,300				
104	309,600	334,300	360,500	386,800				
105	310,400	335,400	361,700	387,100				
106	311,000	336,500	362,200	387,500				
107	311,600	337,500	362,800	388,000				
108	312,300	338,600	363,400	388,300				

109	312,800	339,800	364,000	388,600						
110	313,300	340,800	364,500	389,100						
111	313,900	341,800	365,000	389,600						
112	314,500	342,700	365,500	390,100						
113	315,300	343,600	365,900	390,400						
114	316,000	344,500	366,300	390,900						
115	316,700	345,500	366,900	391,400						
116	317,400	346,500	367,400	391,900						
117	318,000	347,500	367,800	392,200						
118	318,800	348,000	368,300	392,700						
119	319,500	348,600	368,900	393,200						
120	320,300	349,200	369,400	393,700						
121	320,900	349,500	369,500	394,100						
122	321,200	349,900	370,100	394,600						
123	321,700	350,400	370,600	395,000						
124	322,200	350,800	371,000	395,500						
125	322,500	351,200	371,500	395,900						
126		351,600	372,000							
127		352,100	372,500							
128		352,500	373,000							
129		352,900	373,300							
130		353,300	373,800							
131		353,700	374,300							
132		354,100	374,800							
133		354,300	375,100							
134		354,800	375,600							
135		355,200	376,000							
136		355,500	376,400							
137		355,800	376,700							
138		356,200	377,200							
139		356,700	377,700							
140		357,200	378,200							
141		357,500	378,500							
142		358,000	379,000							
143		358,500	379,500							
144		359,000	380,000							
145		359,300	380,300							
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800	

45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
46	233,400	294,500	359,500	409,600	477,100
47	234,800	297,000	361,500	411,100	477,800
48	236,200	299,700	363,500	412,700	478,500
49	237,700	302,100	365,300	414,400	479,100
50	239,200	304,500	367,100	415,800	
51	240,600	307,000	369,100	417,400	
52	242,100	309,400	371,100	418,900	
53	243,400	311,800	373,000	420,600	
54	244,700	314,000	374,800	422,100	
55	246,100	316,100	376,600	423,700	
56	247,500	318,300	378,300	425,300	
57	248,900	320,600	379,800	426,800	
58	250,000	322,700	381,400	428,300	
59	251,300	324,900	383,100	429,500	
60	252,600	326,900	384,800	430,700	
61	253,900	329,100	386,000	431,900	
62	255,400	331,200	387,400	433,200	
63	256,800	333,400	388,800	434,500	
64	258,100	335,600	390,100	435,700	
65	259,500	337,500	391,500	436,900	
66	261,100	339,700	392,700	438,100	
67	262,700	341,800	394,100	439,300	
68	264,400	344,000	395,500	440,500	
69	265,900	346,000	396,800	441,700	
70	267,300	348,000	398,100	442,900	
71	268,800	350,100	399,500	444,100	
72	270,300	352,100	400,800	445,300	
73	271,400	353,900	402,100	446,400	
74	272,800	355,800	403,500	447,000	
75	274,200	357,700	404,900	447,500	
76	275,500	359,600	406,200	448,000	
77	276,900	361,500	407,400	448,500	
78	278,100	363,200	408,600	449,100	
79	279,300	364,900	409,900	449,600	
80	280,500	366,500	411,300	450,100	
81	281,700	368,000	412,600	450,600	
82	282,900	369,500	413,800	451,200	
83	284,100	371,000	414,800	451,700	
84	285,300	372,400	416,000	452,200	
85	286,500	373,500	417,200	452,700	
86	287,600	374,900	418,400	453,300	
87	288,800	376,300	419,600	453,800	
88	290,000	377,600	420,600	454,300	

89	291,200	378,900	421,700	454,800
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300		
111	312,000	402,100		
112	312,500	402,900		
113	313,100	403,500		
114	313,500	404,200		
115	314,000	404,900		
116	314,500	405,600		
117	315,100	406,200		
118	315,600	406,700		
119	316,000	407,100		
120	316,500	407,500		
121	317,000	407,900		
122	317,400	408,200		
123	317,900	408,500		
124	318,400	408,700		
125	319,000	408,900		
126	319,300	409,200		
127	319,600	409,500		
128	319,900	409,700		
129	320,100	409,900		
130	320,400	410,200		
131	320,700	410,500		
132	321,000	410,700		

133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400				
139	322,700				
140	323,000				
141	323,200				
142	323,400				
143	323,700				
144	323,900				
145	324,200				
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900
44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400	

45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900
46	232,500	267,200	356,800	378,900	451,400
47	234,000	269,400	358,400	380,500	451,900
48	235,400	271,600	360,000	382,000	452,400
49	237,000	274,000	361,400	383,400	452,900
50	238,400	276,000	362,900	384,900	
51	240,000	278,100	364,600	386,400	
52	241,200	280,200	366,200	387,800	
53	242,500	282,200	367,700	389,000	
54	244,000	284,800	369,200	390,300	
55	245,300	287,200	370,700	391,400	
56	246,600	289,700	372,200	392,500	
57	248,000	291,900	373,700	394,000	
58	249,200	294,500	375,100	395,200	
59	250,400	297,000	376,500	396,400	
60	251,700	299,700	377,800	397,700	
61	253,100	302,100	378,700	398,900	
62	254,500	304,500	379,900	399,900	
63	255,800	307,000	381,100	401,300	
64	256,800	309,400	382,200	402,600	
65	257,800	311,800	383,200	403,800	
66	259,300	314,000	384,400	404,900	
67	260,900	316,100	385,400	406,100	
68	262,400	318,300	386,500	407,200	
69	264,000	320,600	387,700	408,200	
70	265,500	322,700	388,700	409,400	
71	267,000	324,900	389,800	410,600	
72	268,500	326,900	391,000	411,800	
73	269,700	329,100	392,000	412,400	
74	270,900	331,200	393,100	413,200	
75	272,200	333,400	394,200	413,900	
76	273,500	335,600	395,300	414,400	
77	274,900	337,400	396,200	414,700	
78	276,000	339,300	397,100	415,100	
79	277,200	341,200	398,100	415,500	
80	278,400	343,000	399,100	415,900	
81	279,700	344,800	399,900	416,200	
82	280,700	346,600	400,700	416,600	
83	281,900	348,300	401,400	417,000	
84	283,100	350,100	402,200	417,300	
85	284,100	351,500	402,900	417,600	
86	285,000	353,100	403,700	418,000	
87	286,000	354,800	404,400	418,400	
88	287,000	356,300	405,100	418,700	

89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	422,300
103	298,600	374,000	410,900	422,600
104	299,100	375,000	411,100	422,800
105	299,300	375,800	411,300	423,000
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400		
111	300,900	381,400		
112	301,200	382,400		
113	301,400	383,000		
114	301,600	383,900		
115	301,800	384,800		
116	302,100	385,700		
117	302,400	386,500		
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		
123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		
129		394,700		
130		395,300		
131		395,800		
132		396,300		

	133		396,600			
	134		396,900			
	135		397,200			
	136		397,500			
	137		397,800			
	138		398,100			
	139		398,400			
	140		398,700			
	141		399,000			
	142		399,300			
	143		399,600			
	144		399,900			
	145		400,100			
	146		400,400			
	147		400,700			
	148		400,900			
	149		401,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600	

45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	363,400	408,300	497,800
47	220,500	285,600	365,700	409,900	499,400
48	222,300	286,800	368,300	411,500	500,900
49	224,000	288,200	370,300	412,800	502,600
50	225,800	290,700	371,300	414,200	504,000
51	227,600	293,100	372,200	415,700	505,400
52	229,300	295,600	373,200	417,100	506,900
53	230,900	297,900	374,000	418,500	508,000
54	232,700	300,300	375,500	419,900	509,200
55	234,500	302,500	376,800	421,300	510,400
56	236,100	304,700	378,400	422,700	511,600
57	237,700	306,800	379,300	423,800	512,500
58	239,000	309,000	379,900	425,100	513,500
59	240,200	311,200	380,700	426,500	514,500
60	241,300	313,300	381,500	427,800	515,500
61	242,600	315,200	382,300	428,600	516,600
62	243,700	317,300	382,900	429,500	517,500
63	244,800	319,500	383,600	430,500	518,200
64	246,000	321,500	384,300	431,400	518,900
65	247,200	323,500	385,000	432,300	519,700
66	248,500	325,800	385,700	433,100	
67	249,700	327,300	386,300	433,700	
68	250,700	327,800	386,900	434,500	
69	251,700	328,100	387,600	434,900	
70	253,200	328,600	388,300	435,500	
71	254,700	329,100	388,900	436,000	
72	256,100	329,600	389,500	436,500	
73	257,500	329,900	390,100	437,000	
74	258,900	330,300	390,700	437,600	
75	260,300	330,800	391,300	438,100	
76	261,600	331,300	391,900	438,600	
77	262,700	331,800	392,500	439,100	
78	263,900	332,300	393,000	439,700	
79	265,200	332,800	393,500	440,200	
80	266,400	333,300	394,000	440,700	
81	267,800	333,800	394,700	441,200	
82	269,100	334,300	395,100		
83	270,400	334,800	395,700		
84	271,600	335,300	396,300		
85	272,800	335,800	396,900		
86	274,000	336,200	397,200		
87	275,300	336,700	397,800		
88	276,500	337,100	398,400		

89	277,500	337,600	399,000
90	278,700	338,000	399,300
91	279,900	338,500	399,900
92	281,100	338,900	400,500
93	282,100	339,400	401,100
94	283,100	339,800	401,400
95	284,100	340,300	401,700
96	285,100	340,700	402,000
97	285,700	341,200	402,300
98	286,600	341,600	402,600
99	287,400	342,000	402,800
100	288,300	342,400	403,000
101	289,200	342,800	403,200
102	289,900	343,000	
103	290,600	343,200	
104	291,300	343,400	
105	292,000	343,600	
106	292,500	343,800	
107	293,000	344,000	
108	293,500	344,200	
109	293,700	344,400	
110	294,100	344,600	
111	294,400	344,800	
112	294,700	345,000	
113	295,000	345,200	
114	295,300	345,400	
115	295,600	345,600	
116	295,900	345,800	
117	296,200	346,000	
118	296,600	346,200	
119	296,900	346,400	
120	297,300	346,600	
121	297,600	346,800	
122	297,800		
123	298,000		
124	298,200		
125	298,300		
126	298,500		
127	298,700		
128	298,900		
129	299,000		
130	299,200		
131	299,400		
132	299,600		

	133	299,700				
	134	299,900				
	135	300,100				
	136	300,300				
	137	300,400				
	138	300,600				
	139	300,800				
	140	301,000				
	141	301,100				
	142	301,300				
	143	301,500				
	144	301,700				
	145	301,800				
	146	302,000				
	147	302,200				
	148	302,400				
	149	302,500				
	150	302,700				
	151	302,900				
	152	303,100				
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200	

41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	
55	383,400	457,200	509,000	
56	384,300	458,400	510,300	
57	385,300	459,600	511,300	
58	386,200	460,600	512,100	
59	387,000	461,600	512,900	
60	387,900	462,600	513,700	
61	388,700	463,400	514,600	
62	389,200	464,100	515,400	
63	389,700	464,800	516,300	
64	390,200	465,500	517,100	
65	390,500	466,200	518,000	
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500		
83		477,000		
84		477,500		

	85		477,900		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用職員以外の職員	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700

41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		

	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86		287,200	323,100	344,000			
	87		287,400	323,300	344,300			
	88		287,600	323,700	344,600			
	89		288,000	324,100	345,000			
	90		288,200	324,500	345,300			
	91		288,400	324,900	345,700			
	92		288,600	325,300	346,000			
	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100	351,400			
	107			329,500	351,800			
	108			329,700	352,200			
	109			329,900	352,700			
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
	114			331,700				
	115			332,100				
	116			332,500				
	117			332,700				
	118			333,100				
	119			333,500				
	120			333,900				
	121			334,100				
	122			334,500				
	123			334,900				
	124			335,300				
	125			335,500				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用職員以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400

45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		

93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		
126	295,200	326,000	360,800		
127	295,500	326,400	361,300		
128	295,900	326,600	361,800		
129	296,100	326,700	362,100		
130	296,400	327,000			
131	296,800	327,400			
132	297,200	327,600			
133	297,400	327,900			
134	297,700	328,300			
135	298,100	328,700			
136	298,400	329,100			
137	298,600	329,400			
138	298,900	329,800			
139	299,300	330,200			
140	299,600	330,600			

	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600	335,700					
	155	303,800	336,100					
	156	304,100	336,500					
	157	304,400	336,800					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	144,700	217,600	262,600	312,100	350,600
	2	146,000	219,300	264,400	314,300	353,000
	3	147,300	220,800	266,200	316,500	355,400
	4	148,600	222,300	268,000	318,700	357,900
	5	149,700	223,700	269,300	321,000	360,300
	6	151,200	225,400	271,200	322,900	363,400
	7	152,800	227,100	273,000	324,800	366,600
	8	154,300	228,800	274,800	326,600	369,600
	9	155,600	230,300	276,400	328,400	372,500
	10	157,100	232,000	278,900	330,900	375,600
	11	158,600	233,800	281,200	333,300	378,700
	12	160,200	235,500	283,500	335,800	381,800
	13	161,600	237,100	286,100	338,000	384,700
	14	163,300	238,900	288,700	340,500	387,400
	15	165,000	240,700	291,100	343,000	390,200
	16	166,700	242,400	293,500	345,500	392,900
	17	168,300	244,100	296,000	347,900	395,800
	18	170,200	246,000	298,300	350,400	397,800
	19	172,100	247,900	300,600	352,800	399,800
	20	174,000	249,600	302,900	355,300	401,900
	21	175,700	251,200	305,100	357,700	403,600
	22	177,500	252,600	306,300	360,100	405,600
	23	179,300	254,100	307,600	362,300	407,500
	24	181,100	255,800	308,900	364,700	409,500
	25	183,800	257,500	310,200	367,000	411,300
	26	186,000	259,400	312,000	369,400	412,900
	27	188,200	261,100	313,600	371,800	414,700
	28	190,400	262,700	315,300	374,100	416,400
	29	192,500	264,000	316,800	376,300	417,600
	30	194,400	265,800	318,500	378,400	419,200
	31	196,300	267,500	320,300	380,600	420,800
	32	198,200	269,200	322,000	382,700	422,400
	33	200,000	270,800	323,600	384,600	424,000
	34	201,600	272,300	325,200	386,400	425,300
	35	203,200	273,800	326,600	388,100	426,600
	36	204,800	275,300	328,200	389,900	427,800
	37	206,400	276,800	329,700	391,800	429,000
	38	208,000	278,200	331,300	393,200	430,000
	39	209,400	279,600	332,900	394,700	431,000
40	211,000	281,100	334,400	396,200	432,000	

41	212,300	282,700	335,900	397,000	432,400
42	213,700	284,100	337,400	398,300	433,000
43	215,100	285,600	338,900	399,600	433,700
44	216,400	287,100	340,400	401,000	434,400
45	217,400	288,600	341,900	402,400	435,000
46	218,800	290,000	343,300	403,800	435,300
47	220,200	291,400	344,700	405,200	435,900
48	221,600	292,800	346,100	406,500	436,500
49	222,900	294,000	347,200	407,800	437,000
50	224,200	295,200	348,600	408,700	437,700
51	225,600	296,400	350,100	409,600	438,400
52	227,000	297,700	351,500	410,500	439,100
53	228,300	299,000	352,900	410,700	439,700
54	229,800	300,100	354,300	411,100	440,400
55	231,200	301,200	355,600	411,600	441,100
56	232,500	302,300	357,000	412,100	441,700
57	233,700	303,400	357,900	412,500	442,100
58	234,700	304,400	359,100	412,700	442,800
59	235,400	305,500	360,300	413,300	443,500
60	236,500	306,600	361,600	413,800	444,200
61	237,300	307,600	362,700	414,300	444,600
62	238,600	308,500	363,300	414,900	444,900
63	239,700	309,600	363,900	415,500	445,200
64	240,900	310,600	364,500	416,100	445,500
65	241,700	311,500	364,900	416,700	445,700
66	243,100	312,400	365,400	417,300	446,000
67	244,300	313,200	365,900	417,800	446,300
68	245,800	314,100	366,400	418,400	446,600
69	246,800	315,000	366,600	419,000	446,800
70	248,300	315,700	366,900	419,500	447,100
71	249,700	316,400	367,300	420,100	447,400
72	251,000	317,100	367,600	420,700	447,600
73	252,500	317,400	368,100	421,200	447,800
74	254,000	317,900	368,300	421,800	
75	255,500	318,400	368,800	422,300	
76	256,900	318,900	369,300	422,900	
77	258,100	319,500	369,800	423,400	
78	259,500	320,000	370,300	424,000	
79	260,900	320,600	370,800	424,700	
80	262,200	321,200	371,300	425,300	
81	263,300	321,800	371,800	425,600	
82	264,700	322,200	372,200	426,200	
83	266,100	322,600	372,700	426,900	
84	267,500	322,900	373,200	427,500	

85	268,700	323,100	373,600	427,900
86	270,000	323,400	374,100	428,400
87	271,100	323,700	374,500	429,100
88	272,400	324,000	375,000	429,800
89	273,700	324,300	375,500	430,000
90	274,900	324,600	376,000	
91	276,100	324,800	376,500	
92	277,200	325,100	377,000	
93	278,200	325,300	377,300	
94	279,100	325,500	377,700	
95	280,000	325,900	378,200	
96	280,900	326,300	378,600	
97	281,800	326,500	379,100	
98	282,500	326,800	379,400	
99	283,200	327,200	379,900	
100	283,800	327,600	380,300	
101	284,400	327,700	380,900	
102	285,000	327,900		
103	285,600	328,100		
104	286,100	328,400		
105	286,700	328,700		
106	287,300	329,000		
107	287,900	329,200		
108	288,500	329,500		
109	288,900	329,800		
110	289,200	330,100		
111	289,600	330,400		
112	290,100	330,700		
113	290,400	330,900		
114	290,800			
115	291,200			
116	291,500			
117	291,700			
118	292,100			
119	292,500			
120	292,900			
121	293,100			
122	293,300			
123	293,600			
124	293,900			
125	294,300			
126	294,600			
127	294,800			
128	295,000			
129	295,300			

再任用職員		227,200	229,300	277,300	318,000	346,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000
備考	この表の額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000
備考	この表の額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000
備考	この表の額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援

少子高齢化への対応が国全体として大きな課題となる中で、官民を問わず、仕事と家庭生活の両立支援のための取組が進められている。

近年、育児休業の取得要件の緩和、特別休暇のうち子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大、短期介護休暇の創設を行うなど、時機をとらえて両立支援のための制度改正を行っているところである。これらの制度が活用されるためには、制度の周知等利用促進に向けた任命権者の取組が不可欠であるが、近年、こうした各任命権者の取組が奏功し、育児休業、部分休業、子の看護休暇等子育て支援のための制度の利用が着実に進んでいることがうかがえる。

特に、男性職員の育児休業取得促進は仕事と家庭生活の両立支援のための重要な課題であることから、その推進のため、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、期末手当について、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっていたが、平成23年12月期分より、支給割合を減じないための所要の措置を講じている。

一方、本年度は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく特定事業主行動計画の最終年度に当たっており、各任命権者においては、当該計画に掲げられた数値目標の達成状況を把握するとともに、取組の成果や課題、社会環境の変化、職員のニーズなどを踏まえ、仕事と家庭生活の両立に向けたより実効性のある新たな計画を策定し、着実に取組を進めていくことが求められている。

また、介護については、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告の中で、介護に関わる職員の多くは管理職等重要な職責を果たす必要がある世代に当たること、少子化や男女の役割分担に関する意識の変化に伴い男性職員も介護に関わることが求められていること、介護にかかる期間の長期化が懸念されること等を考慮し、今後必要な実効性のある仕事と介護の両立支援策について検討を進めるとされている。

本県においても、国の課題意識と同様の状況があると考えられることから、各任命権者においては、国の動向等も注視しながら、仕事と介護の両立支援に取り組む必要がある。

＜育児休業の新規取得状況＞

単位：人

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知事部局	70(7)	51(6)	48(6)	61(2)
教育委員会	119(7)	116(6)	87(5)	125(6)
警察本部	4(1)	9(0)	11(0)	9(0)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

<男性の育児休業取得率>

単位：％

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知 事 部 局	5.0	5.1	5.5	5.6
教 育 委 員 会	6.7	4.7	6.0	7.2
警 察 本 部	1.6	—	—	—

(注) 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。

<子の看護休暇の取得状況>

単位：人

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知 事 部 局	259(150)	316(185)	382(221)	397(220)
教 育 委 員 会	307(135)	304(156)	333(169)	329(168)
警 察 本 部	30(12)	22(9)	46(20)	47(24)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

2 時間外勤務の縮減対策

本委員会は、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上を図るという観点から、時間外勤務の縮減は重要な課題であると認識し、かねてからこのことについて言及してきたところである。

時間外勤務の縮減について、知事部局においては、「スマート県庁笑顔拡大プロジェクト」を実施し、ワークライフバランスを推進するとともに業務の見直しやマネジメントの徹底を図る様々な取組がなされている。教育委員会においても、「教職員いきいき！プロジェクト」を実施し、教職員の精神的・時間的ゆとりを生み出すため、具体的な取組を検討し、本年度からは水曜日をノー会議デーとして設定するなどの取組がなされている。また、警察本部においても、時間外勤務管理簿の運用見直しなど、厳正な勤務管理の徹底と職員の意識改革に向けた取組を実施しているところである。

このような取組が進められているところであるが、全体としては知事部局と教育委員会（学校で勤務する教員を除く。以下、この項において同じ。）において職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が2年連続で増加しており、警察本部においても依然として高水準にある。平成25年度の状況を見ると、職員1人当たりの年間時間外勤務時間数は前年度に比べ、知事部局では約8％、教育委員会では約2％、警察本部では約6％増加している。時間外勤務の生じた要因のうち、平成25年度の特異事情としては、知事部局では大雨による災害対応など、教育委員会では土曜授業等の実施への対応など、警察本部では全国植樹祭に伴う警衛警備などが挙げられる。また、所属や職員によっては、依然として常態化した時間外勤務や長時間にわたる過重な時間外勤務が解消されていないといった実態もある。

各任命権者は、引き続き各所属の時間外勤務の実態把握と要因分析に努め、民間企業や他の地方公共団体等の様々な取組も参考にしながら、適宜改善のためのアドバイスや指導を行うとともに、必要に応じ人事面での措置を講ず

るなど継続して各所属の下支えをしていくことが重要であり、加えて、時間外勤務縮減の過程の中で、業務の見直しが進まないまま、数値目標達成のために職員に過度の負担が生ずるなどの悪影響が出ないように配慮していく必要がある。また、長時間労働が身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことに鑑み、各任命権者は、長時間労働を行う者を的確に把握し、面接指導等適切な措置を講ずることにより、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

なお、長時間労働を行う者に対する面接指導は、その趣旨に照らし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係規定で定める対象者にかかわらず実施することが望ましいものである。加えて、週40時間を超えて労働させた場合に、その超えた時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対しては、同法第66条の8その他の規定により、医師による面接指導が事業主及び労働者双方へ義務付けられているものであるから、確実に実施されなければならない。

各所属の管理職員にあつては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、必要な指示を行うとともに、週休日や勤務時間の割振り変更等の制度を積極的かつ的確に活用するほか、職員の業務分担の変更、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。

また、時間外勤務の縮減のためには、勤務実態の正確な把握が不可欠である。ICカード職員証については、知事部局や教育委員会事務局で既に導入されているほか、本年8月には県立学校への導入が完了したところであり、これを契機とし、出退勤時間の把握、時間外勤務の要因分析及び課題の解消など、現場の状況を適宜適切に把握した上で現在の取組を点検して、時間外勤務の縮減に向けた実効性を伴う具体的取組に繋げていくことが肝要である。ICカードなどの情報技術を活用した客観的な出退勤管理又は勤務時間管理が行われていない職場においては、速やかにシステムを整備する必要があるとともに、システムが整備されるまでの間は、その他の方法により、勤務実態の正確な把握ができるよう努める必要がある。なお、ICカード職員証による出退勤時間管理の主目的は、任命権者や管理職員が職員の勤務時間を適正に把握・管理・記録することであり、その目的に鑑み、システムが適正に運用されるよう配慮しなくてはならない。特に学校現場においては、公立学校の教員について、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定の適用が除外されているものの、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制は適用されていること、平成13年に厚生労働省が策定した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」は公立学校にも適用され、始業、終業時刻を確認し記録することなどが求められること、労働安全衛生法により義務づけられている長時間労働を行う者への医師による面接指導を実施する上でも労働時間の適正な把握は必要であること、などを踏まえながら適正な勤務時間管理に取り組むことが重要である。

本委員会としても、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、違反のあった所属に対しては必要な指導を行うなど、労働基準法の趣旨を踏まえた適切な時間外勤務縮減に引き続き取り組んでいく。

<職員1人当たり年間時間外勤務時間数>

単位：時間

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知 事 部 局	223	163	128	148	160
うち本 庁	282	190	136	182	198
地方機関	180	142	116	118	115
教 育 委 員 会	151	113	103	133	136
うち事 務 局	207	148	129	166	180
高等学校	60	57	56	81	71
特別支援学校	102	88	66	77	87
警 察 本 部	562	493	524	470	498
うち本 庁	541	461	542	475	461
本庁以外	572	512	513	467	520

(注) 1 知事部局及び教育委員会の平成23年度については東日本大震災関係分を除いた時間数である。

2 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

3 労働災害の防止

本委員会は、各職場における労働安全に関する各種規制の遵守状況を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなどの取組を行っている。昨年度は労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）を116の職場に対して実施し、不備が見られた6の職場については文書により改善を促すなどの指導を行った。

労働安全衛生法第3条は、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」と規定している。この規定に基づき、事業者たる県は、労働災害の防止を図るに当たり、単なる法令遵守にとどまらず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組んでいかなければならない。

安全で快適な職場づくりのためには、職場における各種法令の遵守状況を確認し、環境整備を行う必要がある。その際、労働災害防止に係る職場の職員の意識を高め、衛生管理者による職場巡回により日頃から危険因子の発見に努めるなど、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

衛生委員会については、これまでの本報告においても、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、具体的な活動参画を促進する重要な機会となることから、法的義務の有無にかかわらず設置、開催することが望

ましい旨言及してきたところである。既に、各任命権者においては、法的義務の有無にかかわらず衛生委員会又はこれに準ずる会議の開催に取り組まれているところであるが、労働安全衛生規則第23条の2において「委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。」と規定されていることも踏まえ、今後とも、より一層積極的な取組が広がることを期待する。

なお、労働災害が発生した場合には、速やかに再発防止のための検討を行い、具体的な対策を講じなくてはならないが、その際、安易に職員個人の不注意、偶発的な事故等と取り扱うことのないよう、事業者として再発防止に向けて慎重かつ入念に検討を行う必要がある。

4 職員の健康保持

近年、社会情勢の変化等による仕事の困難度の高まりや事務量の増大など職員を取り巻く状況は年々複雑かつ厳しいものとなっている中、職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要なことであることはもちろんのこと、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも極めて重要な課題である。

特に、長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、メンタルヘルス対策への取組は欠くことができない。

本県においては、一次から三次にわたる職員のメンタルヘルス対策の体系的な取組が行われており、各任命権者が職員の健康保持を重要課題ととらえて、データベース等を活用したストレス度チェックの実施、専任の相談員による心の健康相談の実施などの取組を進めているところである。

心の健康の保持増進のためには、ストレスの状態に職員自らが早期に気づき、これに対処していくことが重要であるが、ストレスの内容、程度によっては、職員個人の力では対処できないものもあることから、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が必要である。

各任命権者は、引き続き、職員のストレスチェック、ストレス対処法に関する講習の開催、管理監督者研修、相談対応等それぞれの課題に応じたメンタルヘルス対策に力を注いでいく必要がある。

また、精神疾患に対しては、予防的な取組を行うことが重要であり、日頃からより一層相談しやすい職場環境の整備や、個々の職員の事情を踏まえた、早期発見、早期対応に努め、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く捉え、人事上の措置も含めて適時的確に最大限のサポートを行い、ストレスの軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努める必要がある。

本年6月には労働安全衛生法が改正され、従業員数50人以上の事業場にお

いては、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施が義務付けられた（50人未満の事業場については、当分の間、努力義務）。また、ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果の通知を受けた労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換等の適切な就業上の措置を講じなければならないものとされた。このことも踏まえ、各任命権者においては、精神疾患に関する予防や早期発見・早期対応に係る現在の取組について点検し、遅くとも改正法が施行されるまでに、必要に応じて見直すことが重要である。

長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などを行う際には、専門家による支援体制を充実し、訓練対象者の状況に合わせて柔軟な対応を行うなど休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の充実が重要である。

また、各任命権者においては、心の健康問題自体についての誤解や偏見をなくすなど解決すべき問題が存在していることにも十分留意し、継続的に正しい知識の普及・啓発を図っていく必要がある。

さらに、職員が心身ともに健康を保持しながら、公務に精励することが県行政の推進上重要であることから、各任命権者においては、休業中や長期研修中などの職員にも留意しながら、職員に対して適切に健康診断を実施するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じなければならない。

<在職死亡者及び長期療養者の状況> 単位：人

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知 事 局	在職死亡者	2	3	2	2
	長期療養者	75(2.6%)	68(2.4%)	60(2.1%)	73(2.6%)
	うち精神疾患	48(1.7%)	48(1.7%)	41(1.4%)	34(1.2%)
教 育 会 社	在職死亡者	4	2	5	3
	長期療養者	118(2.0%)	95(1.6%)	98(1.6%)	112(1.9%)
	うち精神疾患	50(0.8%)	52(0.9%)	54(0.9%)	68(1.1%)
警 察 部	在職死亡者	3	0	1	3
	長期療養者	33(2.3%)	26(1.8%)	19(1.3%)	29(2.0%)
	うち精神疾患	15(1.1%)	10(0.7%)	8(0.6%)	13(0.9%)

(注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。

2 () 内は毎年4月1日現在の職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。）に占める長期療養者数の割合である。

＜健康相談件数の状況＞

単位：件

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知 事 部 局	894	1,111	1,446	980
┆うちメンタルヘルス相談	613(68.6%)	836(75.2%)	939(64.9%)	440(44.9%)
教 育 委 員 会	309	338	281	374
┆うちメンタルヘルス相談	109(35.3%)	131(38.8%)	247(87.9%)	363(97.1%)
警 察 本 部	632	594	624	737
┆うちメンタルヘルス相談	169(26.7%)	74(12.5%)	70(11.2%)	81(11.0%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「職場適応相談会」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。
- 2 () 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
- 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

5 良好で働きやすい職場環境の確保

良好で働きやすい職場環境の確保は、職場全体の士気や業務効率等の観点から、本県においても重要な課題である。

各任命権者においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に向けた指針等が策定され、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられている。また、職員研修にもハラスメントに関するものを取り入れているなど、防止、解消に向けた取組が進められているところである。各任命権者においては、職場全員がハラスメントに対する理解を一層深めることができるよう研修等を充実するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう実態や課題をより客観的かつ公正・的確に把握し、また、一層適切な対応が講じられるよう必要な防止、さらには対策のためのハラスメント防止委員会の設置など体制づくりのほか、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

特に、管理職員にあっては、職場内の人間関係に気を配るとともに、自らの言動が職場環境や雰囲気左右し、職員に大きな影響を及ぼす要因となり得ることを自覚し、日頃から、自らも含めて職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職員が相互に信頼し認め合い、業務にやりがいを持って意欲的に取り組むことができることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

6 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が、段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行のまま60歳で定年退職しても年金が支給されず、年金支給開始までの間に無収入となる期間が発生する。雇用と年金の確実な接続は、官民を問わず大きな課題となっている中、本委員会としても必要な措置である

と認識しているところである。

このような中、国家公務員においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされている。また、本年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則でも、政府は、平成28年度までに、人事院が平成23年9月に申し出た「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

さらに、本年の人事院の給与報告においては、雇用と年金の接続について、公務における再任用の運用状況や問題点等の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の取組状況等を把握し、意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう、積極的に取り組むとされ、再任用職員の給与水準については、平成26年の職種別民間給与実態調査において初めて公的年金が全く支給されない民間企業の再雇用者の個人別の給与額が把握できることとなったところであり、今後も引き続きその動向等を注視するとともに、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含め、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととするとの報告が行われたところである。

一方、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講じることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされている。

本委員会としても、引き続き国の動向を踏まえながら再任用職員の適切な給与水準を検討していくとともに、各任命権者においては、定年退職者のうち県での任用を希望する者について、再任用又は非常勤の職員として再雇用に努めているところであるが、同通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

7 非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用

現在、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、臨時的任用職員・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態を活用することが必要不可欠であ

る。これらの職員については、その数が増加してきた中で、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

臨時的任用職員・非常勤職員の任用に当たっては、これらの職員が予期しない不利益を被ったり、勤務条件についての紛争が生じたりしないよう、また、業務の円滑な遂行に資するよう、勤務条件を任用条件通知書等により適切に明示するとともに、その内容について十分な理解を得る必要がある。

これらの職員の勤務条件については、平成24年度、任命権者において制度の点検が行われ、昨年度から年2日間の夏季休暇制度が創設されるなどしたところである。今後も、例えば休暇制度については、それぞれの休暇制度の趣旨に照らしながら、他の地方公共団体や常勤職員との均衡を考慮し、社会情勢の変化等に対応した見直しを続けていく必要もあると考えられる。引き続き、臨時的任用職員・非常勤職員の能力等が十分に発揮できるように、平成26年7月の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」で定められている任用・勤務条件についての趣旨を踏まえ、任用方法や勤務条件の整備・改善を行うことが重要である。

また、障がい者の雇用については、本県職員採用試験において身体障がい者を対象とした試験を実施してきており、教育委員会においては、「県教育委員会における障がい者就労支援事業」により県立学校等の非常勤職員として知的障がい者等の採用を進めるほか、教員採用試験において身体障がい者を対象とした特別選考を行うなど、様々な取組が行われているところである。その結果、各任命権者とも、昨年度に比して、障がい者雇用率が増加しており、教育委員会においては初めて法定雇用率を達成した。各任命権者においては、雇用を一層促進するための諸課題について、引き続き検討を行い、更なる具体策を講じていくことが必要である。

8 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の職務の級の位置付け及び昇給については、給与等の処遇に直接関わることから、人事管理制度を整備して適切な運用を行うことは、行政サービスの質の向上に必要な職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る上で重要な意味を持っている。職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であることから、職員の人事配置及び昇任管理等に当たっては、職員の能力・適性に基づく公正な人事運用を進めることが肝要になる。

特に、人事評価制度は、職員の能力・実績等を的確に把握し、人材育成や人事配置等の人事管理の基礎となるとともに、職員の任免、給与などの処遇を決定する根拠となる重要な仕組みである。評価制度の検証や評価者の評価能力向上に向けた取組を継続的に進めるなど、制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いな

がら、的確性・納得性を向上させていく必要がある。

このため、平成18年のいわゆる「わたり」の廃止により年功的な昇任管理から能力・実績に基づく任用制度へ移行した趣旨を踏まえ、また、本年5月に地方公務員法が改正され、能力・実績に基づく人事管理の徹底が盛り込まれたことにも留意しながら、各任命権者においては、実態を把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。